

## 新型コロナウイルス感染症特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業もしくは失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施しています。申込・相談窓口は市区町村社会福祉協議会となっております。福島区に住民票・住所地がある方は福島区社会福祉協議会までお問い合わせください。

**特例貸付の申請は、原則、郵送での対応とさせていただきます。**

**まずは、福島区社会福祉協議会までご連絡ください。**

### \*年末年始の申請受付対応について\*

- ・年内の生活福祉資金(特例貸付含む)に関する申請受付は **12月28日(月)午後5時まで**となっております。
- ・年始は **1月4日(月)午前9時30分から**申請受付いたします。
- ・**12月29日(火)~1月3日(日)**の間、生活福祉資金に関する業務は行っておりません。
- ・年内に申請書類の発送等を希望される方は、**12月28日(月)午後5時まで**に福島区社会福祉協議会までご連絡ください。よろしくお願いいたします。